

○西東京市子ども子育て審議会条例

平成13年6月29日条例第193号

改正

平成19年6月25日条例第46号

平成25年6月26日条例第25号

令和5年3月28日条例第6号

西東京市子ども子育て審議会条例

(設置)

第1条 西東京市における子ども及び子育ての支援（以下「子ども子育て」という。）に関する行政の適正かつ円滑な運営を図るため、西東京市子ども子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項各号に規定する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、子ども子育てに関する事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 子ども子育て又は医療に関する事業に従事する者 6人以内
 - (2) 学識経験を有する者 7人以内
 - (3) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）及びこれに準ずる者 3人以内
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、市長が委嘱する専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員の任期は、当該調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査し、及び検討させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員及び専門委員の中から会長が審議会に諮って指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 専門部会に、部会長を置き、部会長は会長が指名する部会員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を総理し、第1項に定める調査及び検討の経過並びにその結果を審議会に報告する。

5 専門部会の会議については、前2条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項及び第3項並びに第7条中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び第3項並びに第7条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、子育て支援部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第46号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。